

【申請・届出について】

車両に関する手続きの手順

(1) 増車・車種変更

- ①清掃協議会に変更承認申請書を提出
↓*7日～10日程度
- ②変更承認書の受取り
- ③清掃一部事務組合へ増車〈車種変更〉の手続き（変更承認書の写しを添付する）
- ④ICカードの受取り

※増車の際は、①の前に清掃協議会への事前相談と増車理由書の提出が必要です。

(2) 減車

- ①清掃協議会に変更承認申請書を提出
↓*7日～10日程度
- ②変更承認書の受取り
- ③清掃一部事務組合へ減車の手続き

※許可表示の抹消を確認するため、減らす予定の運搬車の写真を添付して下さい。
車両を売却、廃車する際には写真の撮り忘れにお気を付け下さい。

(3) 代替（現在使用中の車両に替えて、新たに別の同車種の車両を使用する際の届出）

- ①清掃協議会に変更届を提出
※空車計量が必要な車両（車検証の総重量10t以上の車両またはコンテナ車等）の場合は、
変更届を提出する前に、空車計量証明書の発行を受けてください。
- ②清掃一部事務組合へ代替の手続き
清掃協議会に提出した「変更届」（受付印押印済みのもの）の写しを添付する。
※変更年月日以降は、旧許可車両は使用できません。

(4) 代車（故障、車検時に、継続持込みの承認を受けていない車両で持込みをする際の届出）

- ①清掃一部事務組合に代車の手続き
- ②「代車等使用承認書」の受取り
- ③代車申請後10日以内に、清掃協議会へ「変更届」を提出。

*変更承認書の交付は、変更承認申請書を受け付けしてから7日～10日程度の日数を要します。
増車・車種変更・減車をする場合はご注意ください。